

令和 3 年
第 11 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 11 月 29 日（月） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市頤娃保健センター

3. 出席委員（ 19 人）

会長	1 番	松村 孝徳			
会長職務代理	2 番	永山 明美			
委員	3 番	福元 三徳	4 番	桑代 純一	5 番 松永 克生
	6 番	吉崎 久男	7 番	六反田 達郎	8 番 松藺 勝郎
	9 番	梶山 俊孝	10 番	東垂水 勝秀	11 番 今市 範男
	12 番	本木下 裕一	13 番	宮原 俊郎	14 番 月野 貴大
	15 番	池田 慎	16 番	下之門 信洋	17 番 東垂水美智子
	18 番	雪丸 泰親	19 番	大隣 初美	

4. 欠席委員（ 0 人）

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 70 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第 6 議案第 71 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 72 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見聴取決定について
- 日程第 8 議案第 73 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 9 議案第 74 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 75 号 非農地証明願いについて
- 日程第 11 その他

- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志
農政係長 赤崎 美行 係員 松村 建夫
農地係長 福永 正司 係員 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。
ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 3 年第 11 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 129 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、18番 雪丸 委員、19番 大隣 委員を指名し、会議書記に赤崎 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日11月29日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。4～6ページでございます。
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が16件ございました。
貸人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。
貸人主導によるもの9件、借人主導によるもの7件となっております。
地目の内訳は、田3筆 985㎡、畑22筆 35,250㎡の合計25筆 36,235㎡で、潁娃地域3件、知覧地域10件、川辺地域3件です。
なお、各ページ一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。
説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありますか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。
事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は 8～14 頁で、今回は、新規認定 1 件、再認定 21 件であります。一覧表は 9 頁、新規認定個別表は、10 頁になります。

整理番号 1，潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、甘藷 1,500 a，水稻 100 a の経営を行っていますが、今後は、現状を維持しながら 30 a 以上の区画の圃場を中心に連坦化を進め、農地の集積・集約化を図りたい考えです。

また、再認定 21 件の個別表は、資料の 11 頁からになりますので、お目通しをお願いいたします。以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第 5 議案第 70 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。下之門委員お願いします。

下之門委員 報告いたします。16 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 17～21 頁になります。

申請人は、奈良県橿原市の〇〇〇〇です。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇外 1 筆、畑 5,272 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、奈良県橿原市に本店を置き、製造業を営む法人であり、申請地に、近接の有限会社〇〇〇〇と連携して運営する、〇〇〇を製造する〇〇〇工場を建築しようとすることから、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側は畑に、東側、西側は農道に、南側は市道に接しています。

50 cm 程度の盛土を行うが、法面保護を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は溜枡を介して道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設けるので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、月野委員お願いします。

月野委員 報告いたします。審議番号2番です。関連資料は22～24頁になります。
申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。
申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇外1筆、畑2,330㎡で、〇〇〇自治会に位置します。
申請人は、市内で〇〇〇業を営む法人であり、会社隣の申請地を従業員駐車場及び通路、資材置場として利用していることから、農用地区域から除外するものです。
申請地の北側は水路に、東側は県道に、南側は雑種地に、西側は会社敷地に接しています。
現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で水路へ放流し、日照・通風等については建築物を設けないので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。
審議番号1番の用途区分変更につきましては、耕作の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設である〇〇〇工場の建築及びそれに附帯して設置される駐車場、通路の整備であることから、妥当な変更であると判断されます。近接の有限会社〇〇〇〇と連携して運営する施設であることから、代替地の検討はしていないとのことです。
審議番号2番の農振除外につきましては、申請人は、会社隣の申請地を、手続きを経ずに令和1年9月頃から、従業員駐車場及び通路、資材置場として利用しており、追認での申出であることから代替地の検討はしていませんが、始末書が提出されています。農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業完了から43年経過していることから、除外はやむを得ないと判断されます。なお、同時に5条転用許可申請がなされております。
補足説明を終わります。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第70号 農業振興地域整備計画変更（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第70号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第6 議案第71号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。26～27ページの3条所有権移転11件でございます。
譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外の申請です。

地目の内訳は、畑19筆25,171㎡で、理由につきましては、規模拡大8件、受贈1件、相手方の要望2件です。

取引価格につきましては、10a当たり30千円から2,342千円で、地域別では、穎娃地域1件、知覧地域6件、川辺地域4件でございます。

ただいまの2,342千円の案件は27ページの審議番号11番の939㎡で2,200千円の取引価格でございます。

なお、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断は、申請書及び提出されました28～36ページの調査書、誓約書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

続きまして、37ページの3条 区分地上権設定3件でございます。

この案件につきましては、後程88ページからの5条地上権設定で審議いただきます、農地の上部に設置する営農型太陽光発電施設に関連しますが、地上の空間の一定の範囲を目的として設定され、その空間を使用できるという権利です。営農型太陽光発電施設につきましては、土地所有者と施設設置者が異なる場合には、5条許可と同時に3条 区分地上権設定が必要なことから申請がなされたものです。

営農型太陽光発電施設への転用につきましては、先月の総会でも5件審議されましたが、今回は茶畑の上部にパネルを並べるタイプになります。

別冊のカラー刷りの資料を御覧ください。1ページが既に設置している鹿屋市の状況写真です。2ページが施設の構造図です。以降それぞれの筆の、航空写真

及びパネル配置図となります。

申請内容に対する確認事項としましては、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められることとなっており、単収が地域の平均的な単収の概ね2割以上減少しない、農作物の品質に著しい劣化が生じていない、農業機械が稼働するスペースが確保されている等の要件があります。これらを証する書類として、別冊の知見を有する者の意見書、先行して営農型太陽光発電の設置に取り組んでいる者からの意見聴取資料が添付されています。中身を見ますと、遮光率が40%未満であれば単収とか品質の著しい劣化には、あまり影響を与えないという記載がされているところであります。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第71号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第71号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第7 議案第72号 農地法第4条許可申請に対する意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から御報告をお願いします。松永委員をお願いします。

松永委員 報告いたします。49ページの審議番号1番です。関連資料は50～53ページになります。
申請人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、颯娃町〇〇〇〇番〇外1筆、畑 999 の内 481 m²で〇〇〇自治会に位置します。
申請人は、現在居住している住宅が手狭であることから、経営する〇〇〇工場に近接する申請地に、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側，東側，南側は〇〇〇工場敷地に，西側は市道に接しています。

土砂流出，雨水，汚水・生活雑排水，日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用，遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては，申請内容や添付書類により確認されていますので，適当であると判断されます。

農地区分に応じた許可基準につきましては，周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり，良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから，第 1 種農地と判断されますが，既存の集落に接続していることから，第 1 種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号 1 番は，第 1 種農地に区分されるため，来月，県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問，御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第 72 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見聴取決定については，申請どおり許可相当とし，県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第 72 号に係る案件については，申請どおり許可相当とし，県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第8 議案第73号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から御報告をお願いします。

松永委員をお願いします。

松永委員 報告いたします。55 頁の審議番号1 番です。関連資料は57～59 頁になります。

譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、熊本県菊池郡の〇〇〇〇さんです。

申請地は、潁娃町〇〇〇〇番〇、畑 505 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、申請地北側隣接の空き家を買ったことから、申請地を譲り受けて、住宅への進入通路及び駐車場として利用しようとするものです。

申請地の北側は宅地、畑に、東側は雑種地、山林に、西側は宅地、里道に接しています。

土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、下之門委員をお願いします。

下之門委員 報告いたします。審議番号2 番です。関連資料は60～63 頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇、〇〇さん御夫妻、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑 451 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側、東側は畑に、南側は市道に、西側は宅地に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、月野委員をお願いします。

月野委員 報告いたします。審議番号3 番です。関連資料は64～66 頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さ

んです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番 外1筆、畑 1,372 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、申請地西側の店舗で〇〇〇を営んでおり、顧客へのサービス向上のために、申請地を譲り受けて、飲食スペースを備えた休憩所を整備しようとするものです。

申請地の北側、東側、南側は田に、西側は水路、里道に接しています。

土砂流出、雨水排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、下之門委員お願いします。

下之門委員 報告いたします。審議番号4番です。関連資料は67～69頁になります。

譲受人は、奈良県橿原市の〇〇〇〇、譲渡人は、南さつま市の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振用途変更で報告しましたので省略します。

続きまして、審議番号5番です。関連資料は70～73頁になります。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇、田 626 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市外に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一部に妻が経営する料理教室を備えた一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側は市道に、東側は水路に、南側、西側は畑に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、月野委員お願いします。

月野委員 報告いたします。審議番号6番です。関連資料は74～76頁になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番 外2筆、畑 728 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、申請地西側隣接の宅地に居住していますが、敷地が狭く、来客時の駐車場が手狭であることから、申請地を譲り受けて、駐車場を整備しようとするものです。

申請地の北側は山林に、東側は里道に、南側、西側は宅地、雑種地に接しています。

土砂流出、雨水排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、使用貸借権設定について、松永委員お願いします。

松永委員 報告いたします。77 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 79～81 頁になります。

借人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇、貸人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、潁娃町〇〇〇〇番〇、畑 643 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇〇を営む法人であり、平成 29 年 12 月頃に農地法の許可を得ないまま、申請地に〇〇〇を保管する農業用倉庫を建築し、利用していることから、今回、追認で許可を得ようとするものです。

申請地の北側は宅地に、東側は里道に、南側、西側は〇〇〇工場敷地に接しています。

土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号 2 番です。関連資料は 82～84 頁になります。

借人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇、貸人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん及び〇〇〇〇さんです。

申請地は、潁娃町〇〇〇〇番〇 外 12 筆、畑 8,414 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇〇を営む法人であり、平成 27 年 12 月頃に農地法の許可を得ないまま、申請地に〇〇〇工場を建築し、併せて運搬車両等の通路、旋回スペース、駐車場として利用していることから、今回、追認で許可を得ようとするものです。

申請地の北側は市道、宅地に、東側は水路に、南側は山林、農道に、西側は市道、農道に接しています。

土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、月野委員お願いします。

月野委員 報告いたします。審議番号3番です。関連資料は85～87頁になります。
借人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇、貸人は、南さつま市の〇〇〇〇さんです。
申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。
以上で報告を終わります。

議 長 次に、地上権設定について、本木下委員お願いします。

本木下委員 88～89頁の審議番号1番から5番は関連がありますので、一括して報告いたします。関連資料は90～105頁になります。

5件ともに借人は、鹿児島市の〇〇〇〇、貸人は、1番2番5番が知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、3番が枕崎市の〇〇〇〇さん、4番が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

1番の申請地は、知覧町〇〇〇〇番、畑3,780の内0.46㎡、2番の申請地は、知覧町〇〇〇〇番 外1筆、畑3,455の内0.40㎡及び704の内0.15㎡で、〇〇〇自治会南側に位置します。

3番の申請地は、知覧町〇〇〇〇番、畑2,451の内0.52㎡で、〇〇〇自治会北側に位置します。

4番の申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑2,344の内0.55㎡で、〇〇〇自治会南側に位置します。

5番の申請地は、知覧町〇〇〇〇番、畑4,744の内0.72㎡で、〇〇〇自治会南側に位置します。

申請人は、鹿児島市に本店を置き、太陽光発電事業を営む法人であり、農地の有効活用及び経営の安定を図るために、申請地を借り受けて、貸人自ら下部の農地で茶の栽培を継続しながら、上部空間に営農型太陽光発電施設を設置しようとすることから、地表部の支柱及び引込柱の面積について、10年の一時転用許可を得ようとするものです。なお、3番につきましては、営農者が認定農業者でないことから3年の一時転用許可を得ようとするものです。

下部は農地のままで利用するので、土砂流出、雨水排水については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しましたが、日照・通風等についてはガイドラインに基づく事前協議の段階で隣接農地の関係者へ周知・説明がなされており、懸念するような意見はなかったとのことでした。

以上で報告を終わります。

議 長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

先ず、5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそのの有無につきましては、申請内容や添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、審議番号5番につきましては、申請面積が一般住宅の目安である概ね500㎡を超えていますが、現在、妻が〇〇〇を経営しており、今後も継続することから、一部に〇〇〇を備えた一般住宅を建築するとともに、生徒用の駐車場を確保する必要があることから、妥当な申請であると判断されます。

審議番号1番の農地区分に応じた許可基準につきましては、概ね300m以内に〇〇〇が存在する農地であることから、第3種農地の『300m以内農地』に区分されます。

審議番号2番につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に〇〇〇及び〇〇〇等の公共施設、公益的施設が存在する農地であることから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

なお、南側スペースは当面の間、家庭菜園として利用する見込みとのことです。

審議番号3番、6番につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号4番につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

審議番号5番につきましては、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、既存の集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

なお、審議番号4番は農用地区域内農地に区分されるため、農振用途区分変更の認可見込みの時点で、審議番号5番は、第1種農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、資料の 77～78 頁でございます。

5 条申請 使用貸借権設定につきまして補足説明いたします。

一般基準につきましては、先程の所有権移転と同様に申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、3 件ともに、追認で許可を得ようとすることから始末書が添付されています。

審議番号 1 番 2 番の農地区分に応じた許可基準につきましては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、地域の農業振興に資する農業用倉庫、〇〇〇工場施設の建築であることから、第 1 種農地の不許可の例外である『農業用施設等』に区分されます。

審議番号 3 番につきましては、農振除外後は、土地改良事業施行区域内にあることから、第 1 種農地に区分されますが、隣接する会社の従業員駐車場として利用するもので、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないことから、第 1 種農地の不許可の例外である『既存施設の拡張』に区分されます。

なお、3 件ともに、第 1 種農地に区分されるため、審議番号 1 番 2 番は来月、審議番号 3 番につきましては、農振除外の認可見込みの時点で、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、資料の 88～89 頁でございます。

5 条申請 地上権設定につきまして補足説明いたします。

一般基準につきましては、先程の所有権移転と同様に申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、全案件につきまして、転用目的が営農型太陽光発電施設であることから、市の環境保全係による事前協議も完了しており、経産省の再生可能エネルギー発電設備認定証明書及び九州電力の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、営農計画書及び営農への影響見込みについての知見を有する者の意見書、先行事例も提出されています。

農地区分に応じた許可基準につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であることから、農用地区域内農地と判断されますが、転用目的が営農型太陽光発電施設であることから、一筆につき地表部の支柱及び引込柱の面積について、審議番号 3 番を除く 4 件は下部で営農を継続する者が認定農業者であることから許可日から 10 年、審議番号 3 番は認定農業者でないことからの 3 年の『一時転用』に区分されます。

なお、5 件ともに、農用地区域内農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

池田委員 地上権設定について、ちょっと懸念されることがあるので話したいことがあるんですが、4 mほどにパネルがございますけれども台風がきたとき風に対する影響とかいうのが、この意見書等にはないもんですから、その辺がどうかと懸念されるんですが。構造的なものなんです。

農地係長 事前に何度か相談に来てもらっているんですが、やはり鹿児島は台風とか懸念されるので、そこら辺を踏まえたかたちで強度は計算されている そうです。あと隙間がありますので、それで抜けたりとかたちで台風にも耐えるような構造のかたちとなっています。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第73号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第73号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第9 議案第74号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。108 頁を御覧ください。「所有権移転」です。
譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇外1件です。
畑2筆 3,767 m²で、理由につきましては、規模拡大です。

取引価格につきましては、10 a 当たり 42 千円から 500 千円で、顥娃地域 1 件、知覧地域 1 件です。

続きまして、110～119 番の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、指宿市の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、顥娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 60 件です。

設定面積は、田 13 筆 10,101 m²、畑 95 筆 155,048 m²の合計 108 筆 165,149 m²で、顥娃地域 6 件、知覧地域 43 件、川辺地域 12 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が 16 件、設定面積は、畑 29 筆 48,081 m²で、顥娃地域 2 件、知覧地域 14 件となっております。

続きまして、121～123 番の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、顥娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、顥娃町〇〇の〇〇〇〇 外 19 件です。

設定面積は、田 10 筆 4,605 m²、畑 23 筆 21,452 m²の合計 33 筆 26,057 m²で、顥娃地域 11 件、知覧地域 8 件、川辺地域 1 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、件数が 2 件、設定面積は、畑 10 筆 14,165 m²で、全て知覧地域となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員 が 32～33 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 74 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件と使用貸借利用権設定の全案件、賃貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第74号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第74号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員 の退室を求めます。

(1人 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第74号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第74号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員 の入室を許可いたします。

(1人 入室)

議 長 〇〇委員 に報告いたします。議案第74号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第10 議案第75号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員の御報告を求めます。月野委員お願いします。

月野委員 報告いたします。125 頁の審議番号1番です。関連資料は126～128 頁になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，田 109 m²で，〇〇〇自治会に位置します。

申請地は，旧川辺町時代に町道拡幅に伴い買収された残地であり，昭和 61 年に取得した当時から耕作できずに，管理が行き届かないまま竹が密生している状態で現在に至っています。

周囲に耕作している農地はなく，農地への復元は著しく困難であり，今後とも農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

非農地判断につきましては，128 条の市の非農地に係る取扱基準第 5 条第 2 号イの規定に基づきまして，山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数や雑木，雑草の植生の状態を勘案した上で，申請地は，農地への復元は著しく困難であるとともに，狭小で歪であり，周囲の状況からみて，今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問，御意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第 75 号 非農地証明願いについては，申請理由からしてやむを得ないものとして，申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって，議案第 75 号については，申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に，日程第 11 その他でございますが，委員の方々から何かございませんか。

議 長 (忘年会について)

福元委員 (農業業者年金のシミュレーションについて)

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和3年第11回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時10分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 18 番 _____

会議録署名委員 19 番 _____